

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 3 日

介護事業所の皆様へ

兵庫県国民健康保険団体連合会

介護給付費請求について国保連合会からのお願い

平素は本会の業務運営につきましてご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護給付費等のインターネット回線による請求については、平成 26 年 11 月から開始され、I SDN回線による請求期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっております。

I SDN回線での請求期限が近づくにしがたい、介護電子請求ヘルプデスクが混雑することが見込まれ、インターネット請求の開始手続き（電子証明書の発行等）にも一定の期間を要することから、早めにインターネット請求に移行いただきますようお願いいたします。

介護電子請求ヘルプデスク及びインターネット請求を開始するための手順につきましては、別紙資料をご覧ください。

なお、インターネット請求の事業所には、事業所別審査状況一覧表を提供させていただいており、毎月の利用者ごとの審査結果をご覧くださいますので、電子媒体請求・紙帳票請求の事業所におかれましてもインターネット請求への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

記

1 I SDN回線での請求事業所

- (1) インターネット請求の開始手続きには電子証明書の発行等に一定の期間を要します。
(概ね 1 か月・申請件数の増加に伴い所要期間も延びます。)
- (2) I SDN回線での請求期限が近づくと国保中央会ヘルプデスクが混雑することが予想されます。

以上のことから早期の手続きをお願いいたします。

2 電子媒体での請求事業所

FDについては、現在一般販売も終了していることから、インターネット請求への移行をお願いします。

3 紙帳票での請求事業所

支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所は、平成 30 年 4 月以降も紙帳票で請求をされる場合は平成 30 年 3 月 31 日までに「免除届出書」の提出が必要です。免除要件により届出の様式が異なりますので、別紙資料にてご確認をお願いします。なお、免除届は本会ホームページに掲載いたします。

【担当】

兵庫県国民健康保険団体連合会
業務管理部介護福祉課介護福祉係
電話 078-332-5618 (直通)